

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定についての一部を改正することについて

地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（平成22年4月2日決議）の一部を次のように改正する。

本則第5号中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この決議は、令和6年4月1日から実施する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地方自治法を引用する決議の規定中に条ずれが生じることから、当該決議の整理を行いたく、本議案を提出するものである。